

防地環（事）第316号
令和4年12月15日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

令和5年度における再生可能エネルギー電力の調達の促進のための指針
について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、通達する。

添付書類：別紙

令和5年度における再生可能エネルギー電力の調達の促進のための指針

1 趣旨

令和3年4月の第45回地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、我が国が掲げる「2050カーボンニュートラル」と整合的で野心的な目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが宣言された。これを受け政府は、同年10月に「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）を閣議決定し、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、2030年度までに50%削減するという目標が設定された。政府実行計画に基づき、各府省で調達する電力については、2030年度までに電力の60%以上を再生可能エネルギー電力（以下「再エネ電力」という。）とする措置を推進する必要がある。

防衛省・自衛隊は、約25万人の隊員を有し、日本全国の各地で施設や様々な装備品を運用しており、我が国政府の機関で最大の電力需要家（政府全体の約4割）として、政府の温室効果ガスの排出の削減に貢献する意義は大きく、令和2年度の再エネ電力の調達の取組開始以来、その推進を図ってきたところである。

本年8月に策定した「防衛省気候変動対処戦略」においても、「2030年度までに防衛省・自衛隊で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とするよう省として進捗を管理しつつ計画的に取り組む」こととしたところであり、引き続き、政府の一員として、再エネ電力の調達を推進するべく、令和5年度における再エネ電力の調達の促進のための指針を定めるものである。

2 電力調達の方向性

防衛省・自衛隊における、令和5年度の電力の調達の方向性は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 低廉な電力価格の実現に留意しつつ、可能な限り再エネ電力を調達することにより、防衛省・自衛隊が調達する電力に占める再エネ電力の比率（以下「再エネ比率」という。）を引き上げること。
- (2) 電力供給の安定性を確保すること。
- (3) 原則として全ての防衛省・自衛隊の施設において実施すること。ただし、離島等で再エネ電力の調達が見込めないことが確認できた場合は、この限りではない。
- (4) 駐屯地又は基地等において施設ごとの契約を行っている場合は、引き続き、駐屯地又は基地等において一括調達により再エネ比率の引き上げが可能か否か検討

の上、可能であれば一括調達すること。

(5) 調達に係る競争性を確保すること。

3 電力調達に係る指針

防衛省・自衛隊における、令和5年度の電力の調達に当たっては、次に定めるところによるものとする。

(1) 仕様書に付する条件

ア 電力の調達に係る契約については、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.(1)にいう裾切り方式によることを明記するものとする。この場合において、入札に参加する者に必要な資格を設定するに当たっては、環境省の示す基準に準拠するものとする。

イ 次に例示するところにより、入札に参加する者が供給しようとする電力に占める再エネ比率に条件を付するとともに、当該者が当該条件を満たすことを証明する資料の提出を義務付けるものとする。

(ア) 供給電力の種類等を指定する文の例

「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率〇〇%以上とすること。」

（付紙第1「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照（RE100の細部については、Going 100% - RE100 (<https://www.there100.org/technical-guidance>) を確認すること。））

(イ) 供給電力が(ア)の条件を満たすことを証明する資料の提出を義務付ける文の例

「乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、甲に書面で提出することとする。」

（付紙第2「特定電源割当証明書様式例」を参照）

ウ イの規定により再エネ比率に条件を付するに当たっては、次のとおりとする。

(ア) 1回目の入札手続においては、再エネ比率を100%とすることを仕様書に明記する。

(イ) (ア)の入札手続の結果、不調又は不成立となった場合には、次回の入札手続においては、再エネ比率を60%以上とすることを仕様書に明記する。

(ウ) (イ)の入札手続の結果、不調又は不成立となった場合には、次回の入札手続においては、再エネ比率を30%以上とすることを仕様書に明記する。

(エ) (ウ)の入札手続の結果、不調又は不成立となった場合には、仕様書に再エネ比率に係る条件を付さないものとする。

エ 再エネ比率に条件を付するに当たっては、電気事業者への聞き取りの結果又は令和4年度の再エネ電力の調達実績及び地域の特性を踏まえ、ウの(ア)から(ウ)までに定める再エネ比率による電力の調達において2者以上の入札への参加を確保することが困難であると認められる場合には、業務の効率化の観点からウの(ア)から(ウ)までの定めにかかわらず条件を付することができる。この場合において、令和4年度の再エネ電力の調達実績が、100%又は60%以上の場合はウの(ア)から(ウ)までの定めを、30%以上の場合はウの(イ)及び(ウ)の定めを、令和4年度の再エネ電力の調達実績がない場合は第2項第3号ただし書に該当する場合を除きウ(ウ)の定めを、それぞれ省略しないものとする。ただし、年度途中における契約事業者の倒産又は価格高騰による契約解除により、速やかに再契約を行う必要性があるものについては、この限りではない。

オ 防衛省・自衛隊の施設が所在する地域において、電力を供給可能な電気事業者が1者しか存在しない場合又は令和4年度の再エネ電力の調達実績を踏まえ入札に付することが適当ではない場合は、ウの定めにかかわらず、第3号ウに定めるところにより仕様書に条件を付すものとする。

(2) 積算方法

ア 第1号ウの再エネ比率が100%、60%以上又は30%以上の各段階における再エネ電力の調達の予定価格の積算に当たっては、原則、再エネ電力を含まない電力の調達価格より低廉な調達価格を実現するため、次に掲げる単価に係る情報を可能な限り入手した上で当該積算を行う。

(ア) 電力の供給を受ける防衛省・自衛隊の施設が所在する地域の旧一般電気事業者の供給約款における単価

(イ) (ア)の地域におけるその他の小売電気事業者による、再エネ比率に応じた見積単価（各段階の見積の一括取得も可能とする。）

イ 予定価格の基となる電力料金は、再エネ電力を含まない電力の供給に係る直近の契約実績単価に、物価の変動を加味して算出した単価を上回らないよう設定することとする。なお、単価の算出を行うために物価の変動を加味するに当たっては、次に掲げる情報を参考とするものとする。

(ア) 総務省統計局による令和2年基準の消費者物価指数（全国：電気代）は、令和元年においては103.7、令和2年においては100、令和3年においては100であること。

(イ) 令和元年から令和3年までの3年間の平均の消費者物価指数の変動は、年当たり約1.8%の下降であること。ただし、令和3年8月と令和4年8月との消費者物価指数を比べると、21.5%の上昇であるため、契約に当たっては、直近の月別消費者物価指数を参照すること。

(3) 留意事項

ア 入札に参加する者が第1号アに定める資格及び同号イに定める条件を満たし

ていることについて、当該資格に係る適合証明書その他の書面及び特定電源割当計画書（付紙第3「特定電源割当計画書様式例」を参照）により、それぞれの入札手続において確実に確認することとする。

イ 防衛省・自衛隊の施設が所在する地域において、当該地域に係る地方公共団体が出資する電気事業者や当該地域に根差した電気事業者が存在する場合には、可能な限り多くのこれらの事業者に対し入札への参加可能性について調査するとともに、入札への参加を積極的に促すこととする。

ウ 電力の調達に係る契約について、入札に付することができず、又は入札に付することが適当ではない場合においても、再エネ比率を高めることの可否について、当該調達を行おうとする防衛省・自衛隊の施設が所在する地域の電気事業者と調整を行い、これが可能な場合には、第1号イの(ア)及び(イ)の例示を参考に、仕様書にその旨の条件を付することとする。

(4) 電力調達担当部署一覧表の作成について

再エネ電力の調達に関連する情報共有の容易化を図るとともに各機関等の電力調達担当部署間での自主的な連携の活性化を図るため、各機関等の長は、所管の施設における電力調達担当部署一覧表を作成し、地方協力局環境政策課長に報告することとする。地方協力局環境政策課長は、電力調達担当部署一覧表を取りまとめ、各機関等の長に共有するものとする。

(5) 結果の報告について

各機関等の長は、所管の施設における、電力調達に係る契約結果（調達する電力量、再エネ比率、電気料金単価、電力調達に係る全ての入札状況等）についてとりまとめ、地方協力局環境政策課長に報告することとする。

(6) 委任規定

前2号の報告に関し必要な事項は、地方協力局環境政策課長が定めるものとする。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電力の調達方法

| |
|----------------------------------|
| 自家発電 |
| 1. 企業が保有する発電設備による発電 |
| 購入電力 |
| 2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入 |
| 3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入 |
| 4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入 |
| 5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー） |
| 6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入 |

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇〇〇
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|------------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再生エネルギー由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再生エネルギー比率 (%) 【A/B】 | | | | | | | | | | | | | |

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生エネルギー

| 供給元発電所名 | 住所 | 再生可能エネルギー源種類 | 割当電力量 (kWh) |
|----------|----------|--------------|-------------|
| 〇〇発電所 | 〇〇県〇〇市〇〇 | 水力 | 〇〇 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 (kWh) | | | |

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

| 供給元発電所名 | 住所 | 再生可能エネルギー源種類 | 環境価値移転量 | 発電期間 | 認証番号 |
|----------|----------|--------------|---------|---------------|------|
| 〇〇発電所 | 〇〇県〇〇市〇〇 | 太陽光 | 〇〇 | 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 | 〇〇 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 (kWh) | | | | | |

| |
|----------|
| 総計 (kWh) |
| |

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

分任契約担当官
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転する計画がある。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|-----------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再生可能由来電力量 (kWh)【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh)【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再生比率 (%)【A/B】 | | | | | | | | | | | | | |

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再生可能電気

| 供給元発電所名 | 住所 | 再生可能エネルギー源種類 | 割当電力量 (kWh) |
|----------|----------|--------------|-------------|
| 〇〇発電所 | 〇〇県〇〇市〇〇 | 水力 | 〇〇 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 (kWh) | | | |

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

| 供給元発電所名 | 住所 | 再生可能エネルギー源種類 | 環境価値移転量 |
|----------|----------|--------------|---------|
| 〇〇発電所 | 〇〇県〇〇市〇〇 | 太陽光 | 〇〇 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 (kWh) | | | |

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること